

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～フォークリフトの搭乗の制限違反・特別教育未実施の疑い～

名古屋南労働基準監督署（署長 山脇薫）は、令和6年10月24日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

シンコールマテリアル株式会社ほか1名  
（所在地：名古屋市中川区富田町 事業内容：繊維品卸売業）

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）  
労働安全衛生規則第151条の13（搭乗の制限）  
労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）  
労働安全衛生規則第36条第5号（特別教育を必要とする業務）  
労働安全衛生法第119条第1号（罰則）  
労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和5年8月30日午後5時30分頃、シンコールマテリアル株式会社福船センターにおいて、同社の労働者（56歳）が、フォークリフトのフォークにパレットを乗せ当該場所で棚卸作業を行っていたところ、パレットから足を踏み外して墜落し、頭部を強く打ち付け意識不明の重体となった。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない旨定めている。

また、同法にて、労働者に最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務をさせる際には特別教育を実施しなければならない旨定めている。

被疑者は、被災労働者を車両系荷役運搬機械であるフォークリフトの乗車席以外の箇所に乗せ、作業床として使用させた疑い。また最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務をさせているにもかかわらず特別教育を実施しなかった疑いがあるものである。